

ケアマネットニュース

2022年8月19日

NO.6

京都市中京区壬生仙念町30-2 ラボール京都6F 京都社保協気付
tel: 075-801-2526 / fax: 075-811-6170 / mail: shahokyo@labor.or.jp

3月学習会「知っておきたい税と減免制度」を開催

3月19日（土）ラボール京都にて「知っておきたい税と減免制度」学習会を開催しました。

講師は、京都府商工団体連絡会・事務局長池田さん。最初に税の集め方と使い方ということで、税金の二つの役割（①国・自治体の財源、②所得再配分機能）があることが説明されました。自分たちが納めている税金についての知識として、源泉徴収票の見方や所得税の種類を説明されました。

次に確定申告とは、憲法に基づき、①応能負担原則、②租税法律主義の原則の二つが重要であること強調されました。

応能主義の原則とは、①高所得者に、高い負担、低所得者には低い負担。②給与や勤労所得には軽く、配当等資産・不労所得に重く。③最低生活費、生存権的財産は非課税にとういうことです。

租税法律主義の原則でとは、申告納税制度は、国民が主権者であることを税法上で認めた制度ということ。つまり、自分が申告して税を払う（自己決定権）という法律上の考えによります。これは、申告して税を納めるとするのが国際的には普通のルールであることが説明されました。

つづいて、確定申告の内容と手続きについては、申告用紙を提示し、どのように確定申告されかを具体的に示されました。

確定申告をすることで各種制度の費用が決まるものとして

・税額で決まるもの

たとえば、介護保険料。介護保険利用料。小中学校就学援助。高校修学支援制度。高校大学修学資金。後期高齢者医療保険料。施設入所費用。高額医療費など

・所得で決まるもの

国民健康保険料、住民税。公営住宅、家賃など。

・税額で決まるもの

入院助産制度。保育料。高等学校奨学金、給付金、授業など。

・各種控除について。

障害者控除、医療費控除、寄付金控除など控除に加算される制度があります。

池田さんは、お話の最後に、「税金は自分で決めるもの。それは主権者としての立場です。また、納税者の権利です。基本的人権を行使できる納税者になるようにしましょう」と訴えられました。

非常にわかりやすく、具体的なお話でした。参加者も「税金のことを始めて教えてもらった」「納税は権利だと言うのが新鮮でした」など感想を語っていました。

（資料については京都社会保障推進協議会ホームページのケアマネットのページをご覧ください）

学習会でだされた質問への回答と感想です

1、「世帯分離」している場合の障害者控除は取れるのか？

結論から先に言うと「世帯分離をしても生計を一にしており扶養控除の適用ができる場合は障害者控除の適用は可能」です。

「世帯分離」は、同一の住所の住民票に登録されている一つの世帯を二つ以上の世帯に分けることを言います。別の言い方をすれば、別々の複数の世帯が同じ住所に住んでいる状態です。

障害者控除は、申告者本人、同一生計配偶者又は扶養親族が障害者の場合適用できます。

税法上「扶養親族」は今年度の確定申告を例にすると、令和3年12月31日（年の途中で死亡した場合は、その死亡の日）の現況において、次のいずれにも該当する方。

●配偶者以外の親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族）、都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）又は市町村長から養護を委託された老人である。

●申告者本人と生計を一にしている。

●合計所得金額が48万円以下である。

●青色申告者の事業専従者として給与の支払いを受けていない又は白色申告者の事業専従者でない。

つまり扶養親族の条件を満たせば扶養者として障害者控除をとることができます。世帯を分離しているかどうかは税法上は扶養者の基準には関係がありません。世帯分離と所得税の扶養は全く別物だということです。参考にしていただければ幸いです。

*生活保護など他の制度の「世帯分離」は扱いが異なる場合があります。

2、在宅酸素療法を受けている人に対して大阪では電気代の補助があるが、京都ではどうか？

これは、京都府・京都市のHP等をいろいろ検索したり調べましたが、大阪のような補助制度はありませんでした。

○感想

・税の事、なかなか調べたりしても難しい事が多く、自分の中でも苦手分野と感じており、大まかにしか理解できてなかったのが、学ぶ事ができて良かったです。基本的な源泉徴収票の見方はよくわかりました。実際に、包括相談員として色々な方に減免の制度が使える、対応できるように、確定申告の中身や障害者控除、医療費控除の内容を自分で理解しておかないといけないと感じました。又、繰り返し、税と減免制度については学習の機会を作っていただければと思います。本日はありがとうございました。

・憲法に基づく税金の原則から教えていただきありがとうございます

・税を理解するにはまだ難しいと感じます

・障害者控除申請についてそういえば失念していました。早速見直してみようと思いました

・ケアマネジメントを行う上で、経済的な問題から必要なサービスを受けられないことが多く、今日の減免制度からのアプローチは大変勉強になりました。ほとんどの高齢者は、所得税は非課税が多いです。次回は、住民税を下げる対策も教えていただけるとありがたいです（住民税の計算方法がなかなか理解できないのです）

○今後取り上げてほしいテーマ

・障害者制度（特に精神疾患）でケアマネとしてケースの中で、使える制度、知っておいた方がよい制度等。生活保護制度についても学習会をしてほしいです。

・高齢者の住宅問題、借家の立ち退きを迫られた場合どうしたらいいのか

・新しい住居を借りる事が出来なかったらどうしたらいいのか・・・

参加された、みなさんお疲れ様でした！ なお、今年度の総会は10月29日（土）14時～ ラボール京都4階第7会議室です。*詳細は、またお知らせします。